

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

「第2回理事会」

平成30年度第2回理事会が、平成30年9月28日(金)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第1回最終処分部会運営委員会(5月14日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会第8回定時総会(6月15日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会第40回理事会(7月10日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第1回会長・理事長会議(7月11日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第1回全体会議(7月11日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第1回全国正会員事務局責任者会議(7月26日開催)
- 第10回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会(8月29日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度災害廃棄物支援協定担当者会議(9月3日開催)
- 平成30年度第1回岐阜県PCB処理推進連絡会(9月19日開催)

(2) 委員会報告

- 総務委員会
平成30年度第2回委員会(7月24日開催)
- 研修指導委員会

平成30年度第2回委員会(7月24日開催)

- 広報編集委員会

平成30年度第2回委員会(7月25日開催)

- 適正処理委員会

平成30年度第2回委員会(7月25日開催)

(3) 青年部会報告

- 役員会(6月7日、7月11日、8月8日、8月31日開催)
- 全産連青年部協議会第19回通常総会(6月14日開催)
- 全産連青年部協議会中部ブロック「環境美化活動&交流会」への参加(7月27日開催)

続いて、次の議案について審議が行われました。

第1号議案 岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における議題(要望事項)について

原案のとおり可決承認されました。

第2号議案 協会事業継続計画(BCP)の策定について

議長は、「第2号議案」という形で協会BCP(案)が提出されているので、採決を行いたい。なお、採決の結果可決されても、計画BCP案をそのまま認めるものではない旨を発言のうえ承認する者の挙手を求めたところ、挙手多数となりました。

なお、議長は採決の後、議論された内容を十分踏まえて、もう一度、協会BCP(案)の内容を見直すようにとの発言をされました。

第3号議案 新規加入会員の承認について原案のとおり可決承認されました。

その後、「産業廃棄物対策基金の運用状況」、「平成30年度予算の流用及び予備費の充用」、「会計収支報告(7月末)」について説明報告が

行われました。



第2回理事会

○委員会の開催

- 総務委員会(7月24日開催)

第2回労働安全衛生研修会の開催について協議を行い、「危険ゼロをめざすリスクアセスメントの実践」というテーマで講演と演習を11月20日(火)にグランヴェール岐山で開催することとなりました。次に、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、委員からの新規提案及び昨年度の要望事項等を中心に事務局でとりまとめ、理事会で審議することとなりました。

また、「平成30年度第1回労働安全衛生研修会」、「平成29年労働災害統計と労働災害防止計画の取組方針」及び「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

- 研修指導委員会(7月24日開催)

産業廃棄物関係法令等研修会の開催について協議を行い、今年度も岐阜県に講師を依頼し、「廃棄物処理法改正のポイント」をテーマとしてホテルグランヴェール岐山で開催することとなりました。次に、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、7月に行った関市災害廃棄物仮置場でのボランティア活動を踏まえた内容を織り込む等昨年度の要望事項等を見直し事務局

でとりまとめ、理事会で要望事項を審議することとなりました。

また、7月20日(金)に行われた「先進的処理施設等視察研修会の開催結果」、「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

- 広報編集委員会(7月25日開催)

協会報「ぎふ環境保全」第116号の編集方針について協議を行い、事務局案に基づき進めることとしました。次に、2019年版協会カレンダーの作成について協議を行い、2018年版とほぼ同じ方針で作成することとされました。

また、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、昨年度の要望事項等を中心に事務局でとりまとめ、第2回理事会で要望事項等を審議することとなりました。

その他、「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

- 適正処理委員会(7月25日開催)

堀義博前委員長が6月22日に退任されたので、杉下副委員長が議長となり委員長、副委員長の選任が行われました。その結果、杉下武夫副委員長が委員長に、河野委員が副委員長に選任されました。

委員会委員の構成は、次のとおりです。

委員長	杉下 武夫
副委員長	河野 勝二
委員	卓野 哲郎
〃	纈瀬 和人
〃	高木 雅浩
〃	松野 守男
〃	宮崎 進
〃	山下 八起

引き続き、巡回指導・パトロールの実施計画について協議を行い、中濃地区は8月31日(金)、西濃(揖斐)地区は9月7日(金)に行うこととされました。

次に、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催を、8月1日(水)に大垣市のソフトピアジャパン、ドリームコアで行うこと、電子マニフェストの普及率が平成29年度末で53%となっており、岐阜県もほぼ同じの53.5%の普及率であるとの報告がありました。

また、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、昨年度の要望事項等を中心に事務局でとりまとめ、第2回理事会で要望事項等を審議することとなりました。

その他、「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

○研修指導委員会の活動

先進的処理施設等視察の実施

平成30年7月20日(金)に京都市伏見区にある「光アスコン(株)」を視察しました。

最初に、李取締役から説明があり、光アスコン(株)は、昭和54年10月に光舗道(株)の合材プラントから独立し40年になる。道路舗装工事から排出されるアスファルトがらやコンクリートがらを再生して、リサイクル合材や砕石を製品化している。

平成23年には、医療系産業廃棄物等を処理する焼却炉建屋が完成した。医療系産業廃棄物の処理業務は、近畿圏でかなりのシェアを占めており、京都府・滋賀県に多くの顧客を有している。

また、平成17年には、廃プラスチックや紙くず等を再利用するRPF工場を完成させ、三工場体制で運営しているとの説明がありました。

次に、井上社長室長からビデオにてアスコンセンター、クリーンセンター及びRPFセンターの説明がありました。外国人技能研修も行っておりJICAの委託事業で中南米、アジアやドミニカから研修生を受け入れてい

るそうです。

引き続き、破砕機を納入している佐賀県武雄市に本社がある(株)中山鉄工所の名古屋営業所長から破砕選別施設の説明がありました。なお、ロールクラッシャーの設備については、当協会の会員である(株)カンチにも納入されているとのことでした。

参加者は、事務局を含め31名で「月桂冠大倉記念館」の施設見学もありました。



光アスコンの説明、構内視察

○適正処理委員会の活動

電子マニフェスト操作体験セミナーの実施

平成30年8月1日(水)に「電子マニフェスト操作体験セミナー」を大垣市内のソフトピアジャパンセンター・ドリームコアで開催しました。

セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで電子マニフェストのデモシステムを利用して、排出事業者の操作、収集運搬業

者の操作、処分事業者の操作、共通の操作を体験しながら行われました。

インストラクターは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの瀬崎秀五氏が担当され、セミナーには、県内を始め愛知県、三重県、富山県から22名の方々が参加されました。

巡回指導・パトロールの実施

巡回指導事業は、会員企業の事業所を訪問し、産業廃棄物処理の状況をお聞きしたり、施設等を確認させていただくことにより、協会の信頼性を向上させていくことを目的に、適正処理委員会が毎年実施しているものです。今年度は、中濃地域(中濃県事務所管内)と西濃地域(揖斐県事務所管内)で実施しました。また、巡回指導に合わせ、パトロール事業として不法投棄事案のある現地調査等を行いました。

【中濃地域】 8月31日(金)

参加委員 杉下武夫委員長、草野哲郎委員、瀬瀬和人委員、高木雅浩委員、松野守男委員、渡邊千晃氏(宮崎進委員代理)、山下八起委員、**訪問先等**

松田産業(株) 関工場

関市内で、廃プラスチック、金属くず等の中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。小泉工場長から、会社の概要と業務内容について説明をいただき、施設内での破碎



松田産業(株)

処理の作業工程を見学させていただきました。半導体基板から貴金属(金、銀、プラチナ等)を採取する事業が主なため、人退場時には手荷物検査等があり、厳しいセキュリティーチェックとなっていました。

(株)ミダック 関事業所

関市内で、廃酸・廃アルカリの中間処理をしておられる事業所を訪問しました。

後藤所長から、会社の概要等を説明していただいた後、廃酸・廃アルカリを処理するための脱水、中和、生物反応処理工程を見学しました。



(株)ミダック

美濃市曾代地区内の産業廃棄物不法投棄事案の視察

平成8年に処分業許可を取得した業者が、処理能力以上に廃プラスチック・廃タイヤ等を受け入れ、野積みした現場で、平成9年に



美濃市の不法投棄現場

は、措置命令を出し、焼却灰等の撤去を行政代執行により行った。これまでに排出事業者、地元住民等の協力で撤去されたが、なお10,900㎡の残存量がある。当事者である有限会社は、登記簿上は存在しているものの、実質的に稼働しておらず対応に苦慮していると中濃県事務所環境課から説明を受けました。

中濃県事務所との意見交換

中濃総合庁舎会議室で、各務環境課長、鈴木技術課長補佐と管内の廃棄物処理行政について、意見交換を行いました。管内の不法投棄案件(9件)について状況を説明していただきました。不法投棄を契機として地元の要望により現場近くの河川水の水質検査を毎月行っているが、水質も落ち着いてきており見直しが必要であると考えている等の意見がありました。

【揖斐地域】 9月7日(金)

参加委員 杉下武夫委員長、草野哲郎委員、高木雅浩委員、渡邊千見氏(宮崎進委員代理)
訪問先等

(株)東海リード

大野町内で、建設系産業廃棄物等の中間処理をしておられる事業所を訪問しました。主として、建設系のがれき等を破碎して再生砕石(RC40、RC30)を生産する工程と建設汚



(株)東海リード

泥を脱水・固化して土壌改良土を生産する工程から成り立っています。

山中代表取締役から、会社の概要と業務内容について説明をいただきました。

揖斐郡森林組合

揖斐川町内で、木くず等を中間処理しておられる揖斐郡森林組合を訪問しました。主として、剪定木や建設現場から発生した立木を破碎し篩にかけて、バイオマス発電燃料や製紙会社におけるボイラーの燃料として販売されています。

長谷川参事、寺田業務課長等から、会社の概要と業務内容について説明をいただきました。



揖斐郡森林組合

揖斐川町谷汲名礼地内の産業廃棄物不法投棄事案の視察

平成10年に前事業者から土地及び焼却施設を購入し産業廃棄物処分業を行ったが、その土地に廃タイヤ(約30万本)、廃プラスチック(約340㎡)、焼却灰(約560㎡)が放置された。一部は撤去されたものの、現在廃タイヤ約28万本が放置されたままである。不法投棄・不適正処理を行った株式会社は、現在「みなし解散法人」となっており清算活動しか出来なくなっているととも代表者等が不明であるので対応に苦慮しているとの説明が、県廃棄物対策課山田課長補佐からありました。



揖斐川町谷汲内不法投棄現場

揖斐県事務所との意見交換

揖斐総合庁舎会議室で、揖斐県事務所環境課山内課長等から管内における不適正事案の状況について説明を受けました。委員からは、谷汲名礼地内の不法投棄に関して自然発火の怖れとその対応策について質問がありました。

揖斐県事務所環境課からは、過去には監視カメラを設置していたが人の出入りがなくなったこと新たな廃棄物の持ち込みがなくなったことから、現在カメラは撤去されているが、職員や委託業者のパトロールで引き続き監視してまいりたいとの説明がありました。

〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

○第40回理事会

平成30年7月10日(火)に、第40回理事会が東京都内の全国産業資源循環連合会会議室で開催され、「地域協議会役員について」、「委員会委員及び部会運営委員等の選任について」等が協議され、当協会からは、粥川理事長が中部地域協議会副会長及びマニフェスト推進委員会委員長に、澤田副理事長が最終処分部会運営委員会委員に、伊藤専務理事がマニフェスト推進委員会委員に就任されました。

当協会からは、粥川理事長が出席しました。

○ 全国正会員事務局責任者会議

平成30年7月26日(木)に、平成30年度第1回事務局責任者会議が東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成30年度事業計画骨子」、「産業廃棄物処理業における人材育成について」、「労働災害防止計画の平成30年度事業方針について」、「税制改正要望に関する周知等について」等が協議されました。

当協会からは、伊藤専務理事と佐藤事務局長が参加しました。

〈中部地域協議会〉

○平成30年度第1回会長・理事長会議

平成30年7月11日(水)に、平成30年度中部地域協議会第1回会長・理事長会議が、焼津市内のホテルアンビア松風閣で開催され、会長・理事長の意見交換等が行われました。この会議には、粥川理事長が出席しました。

○平成30年度第1回全体会議

平成30年7月11日(水)に、平成30年度中部地域協議会第1回全体会議が、焼津市で開催され、中部四県の正副会長、理事長、理事等が参加し、「平成29年度事業報告」、「平成29年度収支決算報告及び監査報告」、「平成30年度事業計画」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、澤田副理事長、丹羽副理事長、伊藤専務理事が出席しました。

○平成30年度災害廃棄物支援協定 担当者会議

平成30年9月3日(月)に、平成30年度災害廃棄物支援協定担当者会議が愛知県産業廃棄物協会で開催され、静岡県協会、愛知県協会、三重県協会の専務理事及び担当者が意見交換を行いました。

この会議には、伊藤専務理事と佐藤事務局長が出席しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催
 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会の開催結果をお知らせします。

【特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会】

日時・場所 7月11日(水)
 OKBふれあい会館
 受講者 118名

【更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 7月12日(木)
 OKBふれあい会館
 受講者 122名

【新規にかかる産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 9月11日(火)～12日(水)
 OKBふれあい会館
 受講者 112名

新規加入会員の紹介

加入日	会 員 名 代 表 者 職 氏 名	住 電 話 番 所 号	会 員 区 分
9月28日	(株)アルト 代表取締役 坂下明義	〒939-3555 富山県富山市水橋市田袋280番地 ☎076-478-5388	正 会 員
9月28日	中央電力(株) 代表取締役 中村誠司	〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル23階 ☎06-7731-2000	賛 助 会 員
9月28日	岐阜県自動車車体整備協同組合 理事長 平野将告	〒501-6192 岐阜市日置江2648番地4 ☎058-270-0820	賛 助 会 員

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認 定 年 月 日	許 可 区 分
(株)アルト	〒939-3555 富山県富山市 水橋市田袋280番地	(076) 478-5388	平成28年9月29日	岐阜県 ・産業廃棄物 収集運搬

会員数の状況

正 会 員	2 8 7
賛 助 会 員	6 4
特 別 会 員	2
合 計	3 5 3

(平成30年9月30日現在)

〈青年部会の動向～未来人～〉

○役員会の開催を次のとおり行いました。

平成30年度第2回～第4回役員会

(7月11日、8月8日、8月31日開催)

第2回議題：①視察研修事業について

(日程・見学先)

②新規会員承認について

③西日本豪雨災害の被災地

(関市)支援事業に対する参加について

第3回議題：①青年部会視察研修事業について(日程・見学先等の決定)

②その他

第4回議題：①青年部会視察研修事業について(費用負担・案内)

②岐阜市まるごと環境フェア出展について

○中部ブロック環境美化事業への参加について

7月27日(金)に全国産業資源循環連合会青年部協議会中部ブロックの環境美化事業が開催されました。

当日は、三重県津市の香良洲海岸にて、海岸清掃をしました。海水浴場ということもあり、ペットボトルや空き缶などはもちろんですが、発泡スチロールや、タイヤなども落ちていました。

一時間程かけて集めたゴミを香良洲エコステーションへ持ち込み、種類ごとに分け回収

していただきました。

海岸清掃終了後には交流会も開催され、海の家「なお家」にて、海鮮バーベキューを楽しみました。



○環境フェアへの参加について

環境フェアへ出展します！

「第17回岐阜市まるごと環境フェア」に今年も青年部がブースを出展します。

出展日は11月11日(日)、場所は岐阜市内の「みんなの森 ぎふメディアコスモス」です。

今年は、産業廃棄物処理フローパネル、リサイクル品の展示をし、来場者に、その中からいくつか問題を出題をします。答えていただいた方には、素敵なノベルティグッズを用意しています。もちろん、お子さん用の景品も用意しています。

多数のご来場お待ちしております。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回)及び「協会要覧」(年1回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金 ()は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	20,000円 (30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円 (50,000円)
本 文 中	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	10,000円 (20,000円)

- 注 1 1/2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)
 2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。
 3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(年間50 t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなります。

なお、義務化は、平成32年4月1日から施行されます。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
		A料金	B料金	
基本料 (1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物

処理振興センター

ホームページアドレス

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスをご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成30年9月9日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	4,329
収集運搬業者	322
処分業者	169
合 計	4,820

電子マニフェスト操作体験セミナー[岐阜会場]

下記のとおり「電子マニフェスト操作体験セミナー」が開催されますので、お知らせします。
記

- ① 開催日時 第2回 平成30年11月30日(金) 午後1:30～3:30
【受付開始日 平成30年10月31日(水)から⑦により申込みできます。】
- ② 会場 ソフトピアジャパン、ドリームコア実習室2(4階)
- ③ 定員 24名(定員になり次第、申込受付は終了となります。)
- ④ 参加料 無料
- ⑤ 内容 ・排出事業者の操作 ・収集運搬者の操作
・処分業者の操作 ・共通の操作
- ⑥ 問い合わせ先 ・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
HPアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
サポートセンター TEL 0800-800-9023(フリーアクセス)
- ⑦ 申込方法 JWNETの「JWNET導入説明会」、「操作体験セミナー」から申込をお願いします。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)
※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所

会 社 名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

*事務局記入欄

支払	発送	払込No
方法	窓口	現金
整 理		

電 話 番 号

F A X 番 号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2018. 10

○保全協Newsについて

平成30年7月25日(第188号)、9月5日(第189号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第188号)

- 1 建築物の解体時等における残置物の取扱いについて
- 2 平成30年度産業廃棄物処理助成事業の募集について

(第189号)

- 1 産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画推進の啓発資料の送付について
- 2 平成30年度(第69回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について
- 3 平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について
- 4 全産連『平成30年度人材育成プログラム』の案内について
- 5 「びわ湖環境ビジネスメッセ2018」の開催について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子manifestoに加入された場合は、電子manifesto加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 社名・代表者職氏名・所在地に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。
- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

石田 謙治 各務 剛児 川合 雅和 小塚 将樹

藤沢 茂 伏見 典郎

編集後記

今年7月に起きた西日本豪雨災害の際には、緊急に災害廃棄物仮置場の選別作業を関係会員様にお願したところ、猛暑にもかかわらず7月13日から15日まで延べ56名の方々に協力していただきました。とりわけ、重機を運搬して駆けつけてきていただいた(有)正村工建、(株)本起業、(株)フィルテック、(株)ライム、(株)大地、丸石(株)様、貴重な資機材を提供していただき、誠にありがとうございました。

現在、市町村との災害廃棄物協定に向けて災害廃棄物処理支援部会の皆様と協議を重ねているところですが、仮置場での作業活動に実際に関わることが出来ましたので、この体験を今後活かしていきたいと思っている次第です。

さて、9月6日に北海道胆振東部地震(最大震度7)が発生しました。今後、復興に向けて住宅を始め治山、道路、河川、港湾等の整備が行われていくこととなりますが、それにはまず用地の確保が必要となります。

共有地名義で相続登記がされないままになっている土地がありますと、一体誰が所有者なのか困ることがあります。例えば、山林等で共有名義の登記がされている場合に、相続登記がされていないため相続人等関係者が百名以上に上り、うち数名は海外に渡航して行方不明であるといったこともあります。

こういった場合に対処するため土地収用法という法律が用意されていますが、事業認定、収用裁決申請、収用委員会の審理・裁決、法務局への保証金供託、所有権移転登記といった手続きが必要で時間と費用がかなりかかります。

少子高齢化時代を迎え、今後こうした土地が益々増えることが予想されることから「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が6月6日に参議院で可決され成立しました(平成31年6月から全面施行)。この法律は、不動産登記簿で所有者を探索しても、その所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地について、道路、学校や地域住民の利便性の高い教養文化施設等が計画されている場合に、事業者が県知事に裁定申請を行って裁定してもらい所有権若しくは期間10年の利用権(更新は、再度裁定申請することで可能)を設定することができるという制度です。無論、土地の評価額相当の損失保障額を法務局に供託しなければなりません。それでも、従来の土地収用法を活用する方法に比べれば、人手間がかからず短時間で土地を取得することができるというメリットがあります。

加えて、農地においても所有者不明農地を自治体の裁定により第三者に貸し出しすることができる制度を農林水産省が中心となって検討しています。

こうした所有者不明土地は全国に約410万ヘクタールあり、九州の面積に匹敵するとのことです。また、経済損失は、年間約1,800億円と産業廃棄物処理業界でいうと大手処理業者上位10社の2014年度における売上額合計に匹敵します。

今回の特別措置法の制定により、少しでもこうした経済ロスがなくなり、災害時におけるインフラ整備を始め、災害廃棄物処理施設や住宅確保対策等の復旧事業がスムーズに出来るようになることを願っています。

記 事務局

平成30年10月15日発行 第116号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

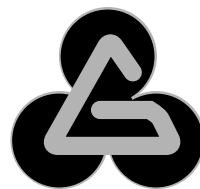
〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク